



平成 21 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社 日本医療事務センター
代 表 者 名 代表取締役社長 土 屋 修
(コード番号 9652 東証第 2 部)

問い合わせ先 取締役兼執行役員 渡 邊 茂 雄
T E L 03-3864-3311

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 21 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 41 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第 8 条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

- (2) 以上の変更に伴い条文整備を行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株券の発行)</u> 第 8 条 当会社の株式については、株券を発行する。 ② 前項の規定にかかわらず、当社は <u>単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. (条文省略)</p> <p> </p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、質権の登録及び抹消、信託財産の表示及び抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第12条～第49条(条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p> </p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>第11条～第48条(現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>第2条 前条及び本条は、平成22年1月6日をもって削るものとする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月25日(木)
定款変更の効力発生日	平成21年6月25日(木)

以 上